

春のアメリカ視察ツアー 7日間 世界最大規模の健康自然食品展示会と店舗、製造工場の視察

3000ブースの出展を誇る世界最大規模の健康食品・自然食品の展示会「ナチュラル・プロダクツ・エキスポ・ウエスト2012」(米国西海岸・アナハイム)をはじめ、ロサンゼルス市内及び近郊の店舗(専門店、自然食スーパー、ドラッグストアなど)やサプリメント製造工場を視察するツアーを行います。

★ポイント★

- 海外渡航が初めての方、英語が話せない方でも安心してご参加いただけます!
- 「サービス充実」「安全安心」で人気のシンガポール航空、話題の総2階建て大型航空機「A380型機」で快適な空の旅をお楽しみ下さい。

| Natural Products Expo West 2012 概要 | |
|------------------------------------|--|
| ■開催地 | : アメリカ・アナハイム |
| ■周期 | : 毎年 |
| ■主催者 | : New Hope Natural Media |
| ■開催期間 | : 2012年3月8日(木曜日)～11日(日曜日) |
| ■会場 | : アナハイム・コンベンションセンター |
| ■出展社 | : 3,000社(2011年実績) |
| ■入場者 | : 58,000名(2011年実績) |
| 展示プログラム | |
| ◆出品項目 | 健康食品(サプリメント)、自然食品、オーガニック、製造機器、健康食品原料、カプセル、エコプロダクツ、自然化粧品など |
| ◆展示会以外の視察・イベント | ・店舗視察(自然食品スーパー、サプリメント専門店、ドラッグストア、大型スーパーなど) ・企業視察(サプリメント製造工場) ・セミナー(米国業界関係者による健康市場に関する講演) ※現在交渉中のため、内容を変更する場合がございます。 |

視察企画

株式会社ヘルスビジネスマガジン社

〒113-0034

東京都文京区湯島3-36-3 歌川ビル4階

担当: 花里・大山

TEL: 03-3839-0751 FAX: 03-3839-0753

Email: hanazato@health-mag.co.jp

旅行企画・実施

旅行業公正取引協議会会員 観光庁長官登録旅行業第20号
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

近畿日本ツーリスト株式会社

ECC事業本部カンパニー 第5営業支店

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-13

住友商事神田和泉町ビル 13階

担当: 関口・江口

TEL: 03-6891-9305 FAX: 03-6891-9405

営業時間: 平日09:30～17:30(土・日・祝日・12/30～1/3は休業)

*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

| ツアー名 | 春の米国視察ツアー 7日間 | |
|------|---|------|
| 旅行期間 | 3月8日(木)～3月14日(水) | 5泊7日 |
| 旅行代金 | 239,000円 (航空機17ミークラス/2名1室のお一人様の場合) * 燃油サーチャージが別途必要になります。 (目安:28,100円・2011/12/6現在) * 成田空港施設使用料(2,040円)・旅客保安サービス料(500円)が別途かかります。 * 現地空港税・保安料(4,540円)が別途かかります。 * 下記旅行代金に見本市の入場券代・登録料・登録手数料は含まれません。 * お一人部屋利用追加代金 32,000円 * 食事: 朝5回、昼0回、夕1回(但し、機内食を除く) | |

| 日次 | 月日曜 | 都市名/滞在地名 | 時間 | 交通機関 | 概要 |
|----|----------|-----------------------------|----------------------|--------------|---|
| 1 | 3月8日(木) | 東京(成田)発 ロサンゼルス着 | 18:50 11:50 午後 | SQ012 専用車 | 空路、ロサンゼルスへ ====日付変更線==== 到着後、アナハイムへ 店舗・企業視察 夕食会 (アナハイム泊) |
| 2 | 3月9日(金) | アナハイム滞 | 午前 午後 | 専用車 | セミナー 店舗視察 (アナハイム泊) |
| 3 | 3月10日(土) | アナハイム滞 | 午前 午後 | | ■ナチュラルプロダクツ視察 (アナハイム泊) |
| 4 | 3月11日(日) | アナハイム滞 アナハイム発 ロサンゼルス着 | 午前 午後 | 専用車 | ■ナチュラルプロダクツ視察 ロサンゼルスへ移動 店舗視察 (ロサンゼルス泊) |
| 5 | 3月12日(月) | ロサンゼルス着 | 終日 | | 店舗視察(各自行動) (ロサンゼルス泊) |
| 6 | 3月13日(火) | ロサンゼルス発 | 午後 15:15 | 専用車 SQ011 | ホテル発、空港へ 空路、帰国の途へ (機内泊) |
| 7 | 3月14日(水) | 東京(成田)着 | 19:05 | | 入国審査・税関手続後、解散 |

●添乗員: 同行しませんが、現地ガイドがお世話いたします。

●募集人員: 20名 ●最少催行人員10名

●利用予定日本発着航空会社 SQ: シンガポール航空

●利用予定ホテル

アナハイム: ANAHEIM PLAZA HOTEL & SUITES

ロサンゼルス: KYOTO GRAND

<時間帯の目安>

朝: 07:00～10:00 午前: 09:00～12:00 午後: 12:00～19:00、終日: 09:00～17:00

募集要項・旅行条件

■申込締切日：2012年1月27（金）

（ただし満員になり次第締め切ります。）

■添乗員：同行しませんが、現地係員がお世話いたします。

■旅行代金に含まれるもの

①航空運賃：日程表に記載された区間

（エコノミークラス・団体航空運賃）

（この運賃・料金には、運送機械の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準に異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。）

②宿泊料金：ホテルツインルーム（2名1室利用：朝食・トイレ付き）

③利用交通機関の料金：日程表に記載された団体行動中の乗り物料金

④手荷物料金：運輸機関の規程の手荷物料金

⑤団体行動中の税金・チップ

⑥バス料金：日程表に記載されたバス料金

※上記はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

※旅行代金算出基準日：平成23年12月6日

■旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

①旅券印紙代・証紙代

（5年有効旅券 ¥11,000、10年有効旅券 ¥16,000）

②超過手荷物料金

③傷害、疾病に関する医療費

④任意の海外旅行保険料

⑤個人的な諸費用：規程を超える料金・税金・クリーニング代・電報・電話代・飲物代・その他個人的と認められる諸費用、お土産品及び持込品にかかる関税など、お客様の傷害疾病に関する医療費および旅行保険料

⑥国内交通費：自宅～発着空港間往復の国内交通費

⑦成田空港施設使用料：¥2,040

⑧旅客保安サービス料：¥500

⑨現地空港税・保安料：¥4,540

⑩日程表食事代（機内食を除く）

⑪燃料サーチャージ（往復）：目安28,100円 ※2011年12月6日現在

⑫渡航手続料金

(1)付加運賃・料金は、航空会社・区間毎に必要になります。したがって、旅程の変更に伴い付加運賃・料金の額が変更になった場合は、増額になった時は不足分を徴収し、減額になった時はその分を返金いたします。

(2)航空会社の定める付加運賃・料金に変更された場合は、増額になった時は不足分を追加徴収し、減額になった時はその分を返金いたします。

(3)為替レート変動により過不足が生じた場合であっても精算はいたしません。

為替レートは以下のレートにて算出しております。

東京三菱UFJ銀行2011年12月9日TTSレート \$1=¥78.67

■追加旅行代金

お一人部屋追加料金：32,000円

なお、取消料、変更補償金算出時の旅行代金とは旅行代金と追加旅行代金の合計額です。

■旅券（パスポート）

帰国時まで有効なもの、ただしIC旅券(e-passport)または機械読取式旅券(MRP：Machine Readable Passport)であること。（ビザウエーバープログラムにより米国に入学する場合は、旅券の残存期間が90日以上ある人には90日間の滞在許可があります。）

■査証（ビザ）

一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証(ESTA)を取得することで無査証でご入国いただけます。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・電子渡航認証(ESTA)の取得はお客様の責任で行ってください。ESTAを取得できなかった場合は米国査証の申請が必要です。査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合、旅行契約を解除させていただきます、その場合の取消料はお客様負担となります。なおこれらは、お客様のご希望により別途渡航手続代行料金をいただいております。

*上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

■渡航手続代行料金

この旅行の参加にあたっては、旅券、ESTA（電子渡航認証）、米国および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続を代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

(1) 旅券申請書類の作成代行 4,200円

(2) 米国のESTA（電子渡航認証）の登録もしくは修正と確認証の発行または登録内容の確認、米国および日本の税関申告書の作成代行並びに旅券の有効性確認 6,300円

(3) 米国および日本の税関申告書の作成代行並びに旅券の有効性確認 5,250円

*上記金額には、消費税（5%）は含まれております。旅券印紙代（有効期間10年：16,000円、5年：11,000円）等は含まれておりません。

*弊社にてESTA（電子渡航認証）の登録後または税関申告書等を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、ESTA申請料および上記渡航手続代行料金が掛かります。

*日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

*上記金額にはESTA申請料14US\$は含まれておりません。なお、ESTA申請が拒否となった場合でも上記渡航手続代行料金はかかりません。この場合ESTA申請料は4US\$となります

■相部屋希望について

このツアーでは違う会社のお客様との相部屋希望を承っておりません。お一人様でご参加の場合は、お一人部屋利用となり、追加料金を申し受けます。

■申込方法

参加申込書に必要事項をご記入の上、下記宛へ郵便又はファックスにてご送付ください。また同時に参加申込金¥50,000（旅行代金の一部に充当）を左記口座にお振り込みください。旅行代金の残金は出発の2週間前までに同口座にお振り込みください。

お申込み・お問い合わせ先

観光庁長官登録旅行業第20号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員 ホント保証会員

近畿日本ツーリスト(株)
ECC事業本部カンパニー
第5営業支店
担当：関口・江口

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉ビル13F

TEL 03-6891-9305 FAX 03-6891-9405

営業時間：月～金 9:30～17:30(土・日・祝日、12/30～1/3は休業)

*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

※総合旅行業務取扱管理者とは、当支店での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記旅行業務取扱管理者にご質問ください。

総合旅行業務取扱管理者：岩崎友嗣 佐藤雅英 大島一浩

パンフレット作成日平成23年12月9日 044911121017-K-PHP

ご旅行条件書（海外旅行）

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。
* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されていることをご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（「■お客さまの交替」に記載）をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合、所定の取消料（「■取消料の取消」に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意ください。
 - 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
 - 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
 - 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳の方は、父母又は親権者の同意書が必要となります。
 - 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企業が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受領した日とします。
 - 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名などとして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■お客様が出発までに実施する事項

海外危険情報について

渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が与えられている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>）でもご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

- （1）十分注意して下さい
通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報（危険情報）の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払いいただきます。
- （2）「渡航の是非を検討してください」
当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報（危険情報）並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を収受いたしません。一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
- （3）「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」
催行を中止いたします。

保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>）でご確認ください。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日公表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日公表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- （1）当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあった日より前にお知らせします。
- （2）奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けた旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したためにお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消 | 旅行代金の20% |
|------------------------------------|----------|
| 旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消 | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合 | 旅行代金全額 |

*ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

- ①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）
下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）
 - ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
 - ②旅行代金が増額された場合。
 - ③当社が確定日公表を表記の日までに交付しない場合。
 - ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までに支払いただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。なお、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 1件あたりの率(%) | |
|---|------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みません。）、その他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません。） | 1.0 | 2.0 |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は經由便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5 | 5.0 |

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

- （1）エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（ ）はごども。
北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東・・・17,500（13,200）円
アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000（7,500）円
韓国・・・6,000円（4,500）円
- （2）ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円（大人・ごども共通）
*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途お問い合わせいたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なことが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報取扱について

- （1）当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- （2）当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際に提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関・ツアーで提携の団体・企業（イベント主催会社等を含む）に提供いたします。
- （3）当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- （4）当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- （5）上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行約款について

この条件に定める事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行約款の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4により取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。